

公立鳥取環境大学における研究活動等の不正防止を推進するための基本方針

平成28年4月1日

公立鳥取環境大学

公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）は、「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うことを基本理念としています。

また、地域に根差した公立大学という立場から、高い倫理観を持って研究活動を行い、適正な運営管理における社会的責任を果たすことが求められます。

このため、本学の研究者等は、法令遵守はもとより良心と良識に従い、社会の信頼と期待に応え得る公正な研究活動の推進に向け、最大限の努力をしなければなりません。本学では研究活動等の不正防止を推進するため、以下のとおり基本方針を定めるものとします。

1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

研究者等は、自らが行う学術研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、関係法令等を遵守する。

2. 組織の責任体制の明確化

本学は、研究活動における不正行為防止に関する責任体制（責任の所在・範囲及び権限）を明確化し、学内外に周知・公表する。

3. 公正な研究活動推進のための倫理教育及びコンプライアンス教育の実施

本学は、研究者等の不正防止に関する意識の向上を図るため、倫理教育及びコンプライアンス教育を継続的に実施する。

4. 規程等の整備及び公表

公正な研究遂行のため、最新の法令、指針、ガイドラインに沿って「公立鳥取環境大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」等を随時見直し、研究者等の情報共有を図るとともに、社会への説明責任を果たすため、積極的にその内容を学外にも公表する。